- ◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第56号)
  - 1 特別職の職員の期末手当について、支給割合を100分の167.5 (平成30年12月にあっては、100分の172.5) に改定することとした。(第3条、第4条関係)
  - 2 施行期日等
    - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (平成30年12月に係る部分を除く。) は、平成31年4月1日から施行することとした。 (附則第1項関係)
    - (2) 1による改正後の期末手当(平成30年12月に係る部分に限る。)は、同月1日から適用することとした。(附則第2項 関係)
    - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。 (附則第3項関係)
- ◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第57号)
  - 1 給料表の改定

給料表の改定を行うこととした。 (別表第1~別表第5関係)

- 2 諸手当の改定
  - (1) 医師等に係る初任給調整手当の支給限度額を月額414,300円から414,800円に、月額50,700円から50,800円にそれぞれ引き上げることとした。(第26条の2関係)
  - (2) 一般職の職員の宿日直手当の勤務1回当たりの支給限度額を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,200円から7,400円に、その他の宿日直勤務にあっては4,200円から4,400円に引き上げ、また、これらの宿日直勤務が半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、その支給限度額をそれぞれ11,100円、6,600円に引き上げることとした。(第34条関係)
  - (3) 再任用職員以外の職員の期末手当について、支給割合を100分の130 (特定幹部職員にあっては、100分の110) に改定することとした。(第38条関係)
  - (4) 再任用職員の期末手当について、支給割合を100分の72.5 (特定幹部職員にあっては、100分の62.5) に改定することとした。(第38条関係)
  - (5) 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第39条関係)
    - ア 再任用職員以外の職員においては、100分の92.5 (平成30年12月にあっては100分の97.5、特定幹部職員にあっては100分の112.5 (平成30年12月にあっては、100分の117.5) ) に引き上げること。
    - イ 再任用職員においては、100分の45 (平成30年12月にあっては100分の47.5、特定幹部職員にあっては100分の55 (平成30年12月にあっては、100分の57.5)) に引き上げること。
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2(3)、(4)及び(5) (平成30年12月に係る部分を除く。) は、平成31年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 1による改正後の給料月額、2(1)による改正後の初任給調整手当及び2(2)による改正後の宿日直手当は平成30年4月1日から、2(5)による改正後の勤勉手当(同年12月に係る部分に限る。)は同月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
  - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。 (附則第3項、第4項関係)
  - (4) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(附則第5項関係)
- ◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第58号)
  - 1 給料表の改定

給料表の改定を行うこととした。(別表第1~別表第3関係)

- 2 諸手当の改定
  - (1) 職員の宿日直手当の勤務1回当たりの支給限度額を、県人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務

にあっては5,900円から6,100円に、その他の宿日直勤務にあっては4,200円から4,400円に引き上げ、また、これらの宿日直 勤務が半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、その支給限度額をそれぞれ9,150円、6,600円に引き上 げることとした。 (第28条関係)

- (2) 職員のうち再任用職員以外の職員の期末手当について、支給割合を100分の130に改定することとした。(第29条関係)
- (3) 職員のうち再任用職員の期末手当について、支給割合を100分の72.5に改定することとした。(第29条関係)
- (4) 職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第30条関係)
  - ア 再任用職員以外の職員においては、100分の92.5 (平成30年12月にあっては、100分の97.5) に引き上げること。
  - イ 再任用職員においては、100分の45 (平成30年12月にあっては、100分の47.5) に引き上げること。
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2(2)、(3)及び(4)(平成30年12月に係る部分を除く。) は、平成31年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 1による改正後の給料月額及び2(1)による改正後の宿日直手当は平成30年4月1日から、2(4)による改正後の勤勉 手当(同年12月に係る部分に限る。)は同月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
  - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)
  - (4) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。 (附則第5項関係)
- ◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第59号)
  - 1 任期付研究員の給料月額を引き上げることとした。(第5条関係)
  - 2 任期付研究員の期末手当について、支給割合を100分の167.5 (平成30年12月にあっては、100分の172.5) に改定することとした。 (第6条関係)
  - 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 (平成30年12月に係る部分を除く。) は、平成31年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

- ◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第60号)
  - 1 特定任期付職員の給料月額を引き上げることとした。(第7条関係)
  - 2 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を100分の167.5 (平成30年12月にあっては、100分の172.5) に改定すること とした。(第9条関係)
  - 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 (平成30年12月に係る部分を除く。) は、平成31年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

- ◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第61号)
  - 1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害等により滅失し、又は損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合における 不動産取得税の減免に係る期間の特例を設けることとした。(第66条の2関係)
  - 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、平成28年8月30日以後に発生した災害について適用することとした。(附則関係)

- ◎社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例(条例第62号)
  - 1 児童福祉法、医療法、生活保護法、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により、社会福祉施設等の事業者及び認定の要件並びに設備、運営等に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
  - 2 定義について定めることとした。(第2条関係)
  - 3 事業者等の要件及び設備等に関する基準の原則について定めることとした。(第3条関係)

- 4 事業者等の要件及び設備等に関する基準の別段の定めについて、次のとおり定めることとした。(第4条~第10条関係)
  - (1) 医療保護施設の運営の基準を定めること。
  - (2) 授産施設の運営の基準を定めること。
  - (3) 特別養護老人ホームの設備の基準を定めること。
  - (4) 指定介護老人福祉施設の事業者の要件を定めること。
  - (5) 指定介護老人福祉施設の設備の基準を定めること。
  - (6) 認定こども園の認定の要件を定めること。
  - (7) 幼保連携型認定こども園の運営の基準を定めること。
- 5 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第11条関係)
- 6 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則第1項関係)
  - (2) 次に掲げる条例を廃止することとした。 (附則第2項関係)
    - ア 認定こども園の認定の要件を定める条例
    - イ 医療法施行条例
    - ウ 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
    - エ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
    - オ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
    - カ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
    - キ 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例
    - ク 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例
    - ケ 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
    - コ 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
    - サ 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例
    - シ 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例
    - ス 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例
    - セ 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例
    - ソ 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例
    - タ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
    - チ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
    - ツ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
    - テ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
    - ト 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
    - ナ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
    - ニ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
    - ヌ 介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。 (附則第3項~第8項関係)
  - (4) 療育センター条例の一部を改正することとした。(附則第9項関係)
- ◎岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例(条例第63号)
  - 1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第3条関係)

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則関係)

- ◎県営住宅等条例の一部を改正する条例(条例第64号)
  - 1 県営住宅に県営桜屋敷アパートを加えることとした。(別表関係)
  - 2 その他所要の整備をすることとした。 (別表関係)
  - 3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。 (附則関係)